

甲賀市キャッシュレス決済手数料補助金

募 集 要 領

【申請受付期間】

令和3年7月1日（木）～令和4年2月15日（火）＜当日消印有効＞

【申請書類の提出方法】

申請書の提出は「郵送のみ」です。

※持参での受付はしておりませんので、ご注意ください。

《申請書類提出先》

〒528-0005 甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「キャッシュレス決済手数料補助金事務局」

※送信封筒の裏面には差出人の住所、屋号及び氏名を必ずご記載ください。

【注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での対面によるご相談やお問い合わせはご遠慮願います。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保存ください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意いただくと共に、期限に余裕をもって提出してください。
- 別にQ&Aをご用意していますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

- 甲賀市商工会 本所

TEL：0748-62-1676 FAX：0748-63-1052

Eメール kokasci@shigasci.net

＜問い合わせ時間：8時30分から17時15分まで（土・日及び祝日は除く）＞

◆この補助金の交付に関する一連の事務は「甲賀市商工会」が甲賀市から受託しています◆

1 目的

消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式に対応するため、現金によらない決済方式を導入している市内小規模事業者に対し、補助金を交付するものです。

2 申請要件

(1) 対象者

支援対象は、次の①～④のすべてに該当する商工業者（※1）となります。

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、同項に規定する小規模企業者に準じる者として市長が認めるものを含む。）であること。（※2）

② 本市に本店（個人事業主（農林漁業者を除く。以下同じ）にあっては住民登録）があること

③ 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。

④ キャッシュレス決済を継続的に使用し、市内で営業を続ける意思があること。

※1 商工業者とは製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者です。なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。

※2 小規模企業者とは、「常時使用する従業員」の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者となります。詳細については、別表2を参考にしてください。

ただし、次の⑤⑥に該当するときは除外するものとします。

⑤ 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員を含む。）

⑥ 宗教活動、政治活動及びこれらに類する事業を行う者

(2) 補助対象について

① クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等一般的な購買に繰り返し利用できる電子決済となります。

② 「①」にかかる決済手数料3月分（振込手数料含む）を対象とします。

③ 令和3年4月1日～令和4年1月31日の間で連続する3月とします。

④ 登録手数料は対象となりません。

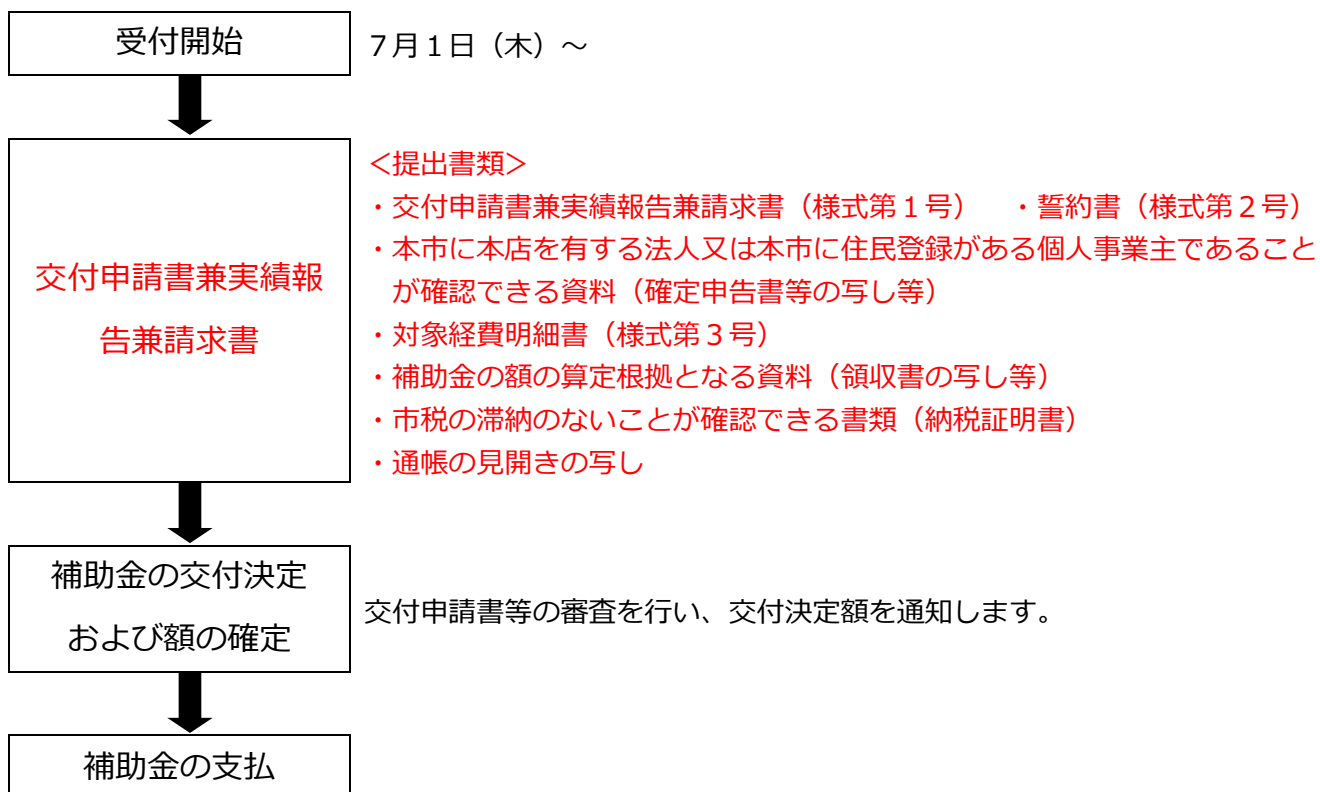
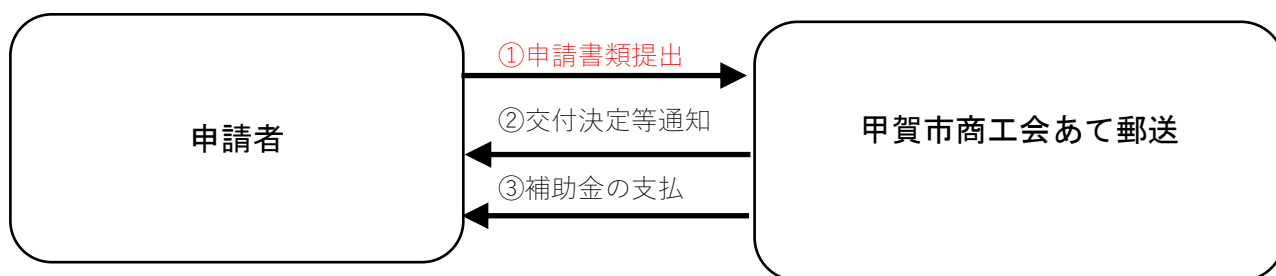
⑤ 複数の店舗を所有する補助対象者にあっては、個々の店舗のごとに交付申請書を行うのではなく、補助対象者として一括してこれを取りまとめ、一体的に申請ください。

⑥ 市内の店舗のみが対象となります。

3 補助額

- ①補助対象の10/10とし、上限は1店舗あたり1月1万5千円を3月分とします。1事業者あたり1月5万円以内を3月分。
- ②消費税・地方消費税は含めない（消費税・地方消費税は補助対象外）。
- ③市内の店舗のみが対象となります。

4 申請手続き等 ※赤字が事業者



5 小規模企業者の要件

「甲賀市キャッシュレス決済手数料補助金」における小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とします。具体的には、常時使用する従業員の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者を指します。「従業員」の考え方については、以下のとおりとなります。

《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

《この補助金における「従業員」について》

この補助金では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

この補助金における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

6 その他

- (1) 本補助金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正、法令違反等が発覚した場合、本補助金の支給決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。
- (2) 補助金支払後に、市、商工会又は国の会計検査院が、個別に検査を実施する場合があります。税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。
- なお、補助金の申請に係る証拠書類等は、申請者が、整理し、**5年間保管**しなければなりません。
- (3) その他、ご不明な点がある場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【申請書類提出先】

〒528-0005

甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「キャッシュレス決済手数料補助金」受付係あて

【お問い合わせ先】

- 甲賀市商工会 本所

甲賀市水口町水口 5577-2

TEL : 0748-62-1676 FAX : 0748-63-1052

メールアドレス(代表) : kokasci@shigasci.net

- 甲賀市商工会 土山支所

甲賀市土山町北土山 1737

TEL : 0748-66-0354 FAX : 0748-66-0994

- 甲賀市商工会 甲賀支所

甲賀市甲賀町相模 173-1

TEL : 0748-88-2370 FAX : 0748-88-5391

- 甲賀市商工会 甲南支所

甲賀市甲南町野田 810 別館 1 階

TEL : 0748-86-2016 FAX : 0748-86-5818

- 甲賀市商工会 信楽支所

甲賀市信楽町長野 1203

TEL : 0748-82-0873 FAX : 0748-82-3117

- 甲賀市役所 産業経済部 商工労政課

TEL : 0748-69-2187 FAX : 0748-63-4087

問い合わせ時間 : 8時30分から17時15分(土・日及び祝日は除く。)

別表 1

提出書類について

ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑（チェック）をつけましょう。

	提 出 物	必要部数	備 考
チ ェ ッ ク リ ス ト	□ 甲賀市キャッシュレス決済手数料補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）	原本1部	・対象者は小規模事業者です。 ・金額は訂正印不可です。 ・必ず連絡のとれる電話番号を記載してください。
	□①誓約書（様式第2号）	原本1部	
	□②市内で本店を有する法人又は市内に住民登録のある個人事業主であることがわかる資料	写し1部	・確定申告 ・現在事項全部証明書（法人） ・住民票の写し（個人事業主） ・上記のうちどれかひとつを添付してください。
	□③対象経費明細書（様式第3号）	原本1部	・対象経費の注意書きを確認のうえ、ご記入下さい。
	□④補助金の額の算定根拠となる資料	写し1部	・補助対象となる請求書等を添付してください。
	□⑤市税の滞納のないことが確認できる書類	写し1部	・納税証明書
	□⑥通帳の見開きの写し等	写し1部	

別表 2

附表

分類	名 称
I	卸売業、小売業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	繊維物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
J	金融業、保険業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K	不動産業、物品賃貸業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
	小分類693(駐車場業)
70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
71	学術開発研究機関
72	専門サービス業(他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業、飲食サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
	小分類791(旅行業)
80	娯楽業
O	教育、学習支援業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業
86	郵便局
87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業 ※対象外です
93	政治・経済・文化団体 ※対象外です
94	宗教 ※対象外です
95	その他のサービス業 ※対象外です
96	外国公務 ※対象外です
S	公務(他に分類されるものを除く) ※対象外です
97	国家公務 ※対象外です
98	地方公務 ※対象外です
T	分類不能の産業 ※対象外です
99	分類不能の産業 ※対象外です

99	分類不能の産業 ※対象外です
99	分類不能の産業 ※対象外です